

す、けれども森田氏は八月三十日まで、固定資産評価審査委員
となつておりました。が日程第三に出て参ります。固定資産審査委
員の改選にえかうみましてこの森田広助氏が改選されるかどうかと
いう問題もあつて再選されると表勤はみあわせなければならぬな
いと又事務的な手違ひがあつて本日自治功労者の表勤を追加
議案として御提出申し上げました

理事者からこの又事務的な手違ひをお説び申し上げる
次第でございます

一議長(河原義) 議運の委員長が御報告いたしましたように御協力方
をお願ひいたします

一(三番大久保郎) この会期五日日程の關係につきまして議運の委員長か
ら経過の御報告がございましたがこの關係につきましては今後につ
いてぜひともあらためていただきたい。これは議運の方にもお願い
したい。尚理事者にもお願いしたいことは本日の議会招集という

えのが午前九時からなされておりますが前持で福田先生
との懇談会があると、こういう案がすでに通知済みであり
ます。し議会側からすればそんな事はやらなくともよいので
はないかとようするに我々は議会の方の審議をするのだから
三時に終らなくて五時にならうとえかまわなんだと理
論でいけばそうであります。が少なくとも福田先生が見え
られるのが大体三時ということが時間の最終の時間となつて
来るという案を考えずに一方では三時に招集し一方は九時
に議会を招集するということは少なくとも四時^{四時}から五時間の
審議時間がなるとこれは勿論この議案が輕易かえしれま
せん、あるいは問題が長時間かかるかえしれません。がそう
いうように甘く見ましたとこの議案のだしかたは望ましい
状況でないと考えます

会期一日としても時間延長して十二時まで出来る場合と今日

みたいに三時ということはその前に終らせて先生が来るのを待つてゐるのか本来でないかとそういふ、関係にあるならばこれは会期を一日と決定したということとは非常に議會を冒瀆したところの考へ方でないかと、すくなくとも議案を輕減視に扱ふということに対しては今右十分注意していただく議運にいたしましたもこれを理事者にいたしましたもこうした重要な議決権の行使を我々が受けてゐる上に立つては四時間が五時間で終るのだという前提に立つた審議は非常に議員として好ましくないといふことから今右すくなくとも会期のそういう問題につきましては是非共そういうふうにお願ひいたしました、しかしこの関係につきましては議運におきまして是十分審議をされておりますので、会期の決定につきましては了承したいと考へます)

議長(石川信義) お認りいたします、本会期につきましては本日一日間

と決定いたしましたと思ひますがこれに御異議ありませんか

(異議なしと呼ぶ声あり)

議長(石川信義) 御異議なしと認めさう決定いたしました

議長(石川信義) 日程第二、會議録署名議員の指名についてを議題に供します。

會議録署名議員の指名については會議規則第九七条の規定により議長において指名をいたします)

十三番 大久保一郎 議員

十四番 磯村武夫 議員

十五番 細刈晋一 議員

以上三名の方にお願ひいたします)

議長(石川信義) 日程第三、福生町固定資産評価審査委員会委員の改選に

ついで議案第七十号を議題に供します)

事務局長をして議案の朗読をいたさせます)

「事務局長(町田格三)朗読する前に左記が空欄になつておりますので御記入
方を願ひいたします)

一住所 福生町大字熊川六八三番地

一氏名 有藤南蔵

(朗読)

「議長(石川信義)理事者から提案理由の説明を求めます)

「町長(瀬古清蔵)議案第七十号でござりまするが固定資産評価審査会
委員中一名の委員が八月三十日を以て任期満了と相なりました
従ひまして地方税法第四百三十三条第三項の規定によりまして議會
の御同意をいただきまして新たに任命したいと、かように考えま
すが前任者は熊川地区の森田広助氏であり十年という長い
年月委員という重任を担つてこられたのですがとにかく十年

という長い期間をお願いしておりましてもう一期お願いすると
いうことと誠に御迷惑かと考えましたし又新人の方に出ていただく
ことも宜しいのではないかと考えまして地元議員さんからも御
意見も伺つてここに提案申し上げた福生町大字熊川の有藤南蔵氏
をお願いしたいとかように考えますので御了承いただかしまして御同
意をいただきますようお願い申し上げます)

「議長(石川信義)これより質疑を行ないます)

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

「議長(石川信義)これにて質疑を終結いたします)

「議長(石川信義)お諮りいたします)

議案第七十号につきましてはこれに同意することに御異議ありま
せんか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

「議長(石川信義)御異議なしと認めます。よつて議案第七十号について

はこれに同意することに決定いたしました

一議長(石川信義) 日程第四福生町教育委員会委員の任命について議案第
七十二号を議題に供します

事務局長をして議案の朗読をいさせます

事務局長(町田浩二) 朗読

一議長(石川信義) 理事者から提案理由の説明を求めます

一町長(瀬谷清蔵) ただ今都提案申し上げました七十二号議案でござります
が高橋三郎氏に九月三十日を以て教育委員の任期が満了になりました
すでに御承知の通り高橋三郎氏の前任者、原茂幾造氏が色々の
御事情のえとに辞任なされましたその後任として残りの期間を
お勤めいたしたのでござりますが一ヶ年の残任期間の任期であり
まして二二で再び御就任いたされた高橋三郎氏を十月一日か
らのあと一期間を教育委員としてお願いいたしたかように考

えまして議会の御同意をお願いいたしたいと思います

宜敷くお願いいたします

一議長(石川信義) これより質疑を行います

(「異議なしと呼ぶ者あり」)

一議長(石川信義) これにて質疑を終結いたします

一議長(石川信義) お諮りいたします。議案第七十二号につきましてはこれに同
意することに御異議ありませんか

(「異議なしと呼ぶ者あり」)

一議長(石川信義) 御異議なしと認めます。よって議案第七十二号につぎま
してはこれに同意することに決定いたしました

一議長(石川信義) お諮りいたします

ただ今理事者から急務議案として福生町表彰条例に基く自治
功勞者について議案第百二十二号の提出がありまして

この際議案日程を変更し本案を追加日程第一として決議いた
したいと思ひますがこれに御異議ありませんか

（異議なしと呼ぶ者あり）

一議長（石川信義）御異議なしと認めさよう決定いたしました

一議長（石川信義）追加日程第一福生町表彰条例に基く自治功労者について議
案第千二号を議題に供します

事務局長をして議案の朗読をいたさせます

一事務局長（町田信三）朗 読

一議長（石川信義）理事者より提案理由の説明を求めます

一町長（瀬古清蔵）議案第千二号を御説明申し上げます

本件は福生町表彰条例に基く自治功労者の表彰者でござい
ますが今御提案申し上げました森田広明氏が町議会議員及び
固定資産評価審査会委員を長い間お勤めいただきまして非常な
功績が認められます。従ひまして来る十月行なわれます表

彰式に御表彰申し上げたいとかように考えます。血數々御審
議いただきまして森田広明氏の表彰を御承認いただきたいと思
います

一議長（石川信義）これより質疑を行ないます

（異議なしと呼ぶ者あり）

一議長（石川信義）これにて質疑を終了いたします

一議長（石川信義）お諮りいたします

議案第千二号につきましては原案通り決するに御異議ありませんか

（異議なしと呼ぶ者あり）

一議長（石川信義）御異議なしと認めます

よつて議案第千二号は原案通り可決いたしました

一議長（石川信義）日程第五 福生町表彰条例に基く一般表彰者について議案
第千三号を議題に供します

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

二事務局長(町田啓三) 朗読

二議長(石川信義) 理事者から提案理由の説明を求めます。

二町長(瀬吉清蔵) 表彰条例に基く一般表彰者の該当者であります。

がただ今事務局長から朗読いたしました通り七名該当者があります。これが選考にあたりましては委員会に於て十分な御審議をいたさきまして決定をいたしました。がこれまた来る十月の表彰式に一般表彰者として表彰をしたいと考えております。宜敷く御審議いたさきましてこの決定をいたさきたいと思ひます。

二議長(石川信義) これより質疑を行ないます。

二十八番(田村祐二) 表彰該当者につきましては異議ありませんが、一応質問をいたしておきますが、受賞者の中で二番目に書いてある株式会社埼玉銀行支店長岩浪卯吉と出ておりますが、これは

当然受賞の対象となる内容が発生した当時を考へまして、それが受賞者になると思ひますが、あのような団体ということになります。と十月の表彰期ということとを考へなくてはなりません。ので人事が移動してござりまして、支店長は十月一日には岩波卯吉ではないのでありますが、このような事態は今後とも発生することであり、ますが、どのような見解でござりましておるかということについて理事者の見解を伺いたしたいと思います。

一助役(篠崎俊夫) 今収入役とお話しをいたしたのでござりますが、寄附の申請者は前の支店長さんになつておるわけであり、

それでその点につきましては銀行側の御意向を確かめまして頭取にしてくれ、ということであれば頭取に現在の支店長にしてくれ、といえ、又支店長とこの点をお任せ願ひたいと思ひます。

二十八番(田村祐二) すでに理事者の方でお考へ之のようであり、ますので、そういうような措置を講じられますれば適當であらうと思ひます。

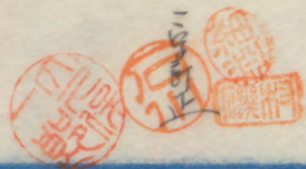
が出来得るならばそういうふうにお考えが事前にあるのでした。この
事前には提案いたす前に決定したとして、はつきりとした氏名を
載せた方がよいと考へますので、今後共御注意をお願いいた
します。

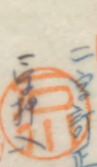
一丁一番(山下幸三)一般表勅に関係の内容につきましては、大体表勅条例に
基づく提案をされておりますが、特に第三条第二号にあたるこの
関係の問題については非常に微妙な線がありますので、こういう
内容につきましては、どのような審議過程を行なわれたか、審議
内容を担当委員長から御説明、いたさないと、かように考へます。
(議長石川信義) 私が選挙委員長になりましたので、十一番議員の御質問にお
答へいたします。

先般の選挙委員会におきまして、私共慎重に審議をいたしました。して
各選挙委員さんの方々が万場一致であらうゆる角度から検討されて
第三条第二号に、山崎茂男氏が該当して、えおかしくないという線が

全部の委員から出されまして、これ認めて、ここに同意を
求めたわけでありませう。

一丁一番(山下幸三)山崎茂男さんという方は、私共よく知っておりますが、
御立派な方ですが、尚この方々の様な第三条の二号というのを
少し範囲を広く適用して、こういう方々をかような表勅がなか
く、そういう回数がありませんので、あうゆる角度から福生町発展
のために、そういう方を出来る限り、広く範囲にわたります。こ
れ出し、え、少し、私は数多く出されて、え、よいのではないかと、この
案非常に厳正な審議過程の中で、一名というのは、第三条の二号の
該当者としては、少なすぎると、え、少し幅広く適用して、少なくとも
第三条の三号の人員が出ると、同様に、二号の方に一名に限らず、
え、二、三名は出て、いた、え、ということをお願いいたします。
馬鹿にこの表を見ますと、金ばかりにこだわって、他の面で、そう
いう案がないと、え、そういう事では、福生町として、え、表勅条例の該当





者が少ないやに見受けられますので、この点一つもうした、今後の審査会におきましては十分幅広の点からもう二三名ふやしていただく様に御努力をいただきます。――おると思ひます。の、その点是非共お願いいたします。御要望いたします。

一議長(石川信義) 十一番議員の御指図等の通りでございますが、選考委員会といたしましては十一番議員がおつしやられる通り三条の二号にえつと該当者がおるのでなからうかという点で福生町のあらゆる分野から考え合せて、理事者側にえ検討して戴いたわけですが、本年度におきましては一名と最終的に決定いたしましたので、宜敷くお願いいたします。

一議長(石川信義) 他に質疑ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

一議長(石川信義) これにて質疑を終結いたします。

一議長(石川信義) お諮りいたします。議案第~~七~~三三号についてはこれに

同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

一議長(石川信義) 御異議なしと認めます。

よつて議案第~~七~~三三号についてはこれに同意することに決定いたしました。

一議長(石川信義) 日程第六 契約締結同意方について議案第~~七~~三四号を議題に供します。

事務局長をして議案の朗読をいただきます。

一事務局長(町田信三) 朗読

一議長(石川信義) 理事者から提案理由の説明を求めます。

一助役(川窪金吉) 議案第~~七~~三四号につきまして御説明いたします。

本件については契約締結同意方であります。条例に基づきまして、第四条、六条の規定によりまして、この同意を求めるのであ

りまして、その一ですが牛浜橋から五鉄踏切までの配水管埋設工事であります。これは六月の議会におきまして資材の購入の契約締結同意方をいただきましてそれが入りしたので、ここにその埋設工事を施行したいと存じまして、ここに御提案申し上げたのでございませう。概要を申し上げますと、場所としましては牛浜橋から都道まででございます。これを五鉄の踏切まで七六六九米というところを二〇〇口径七五口径はいわゆる幸楽園の前から青梅橋まで、それから青梅橋の手前から旧補助道三号線と申しますかそれが五鉄の所まで二七八〇米とその間を埋設するものであります。去る七月二十日に入れしこれは工事指定店八社をえちまして入れましたのですが、福生町大多熊川森田工業所、森田芳雄さんが最低でございましてこれに落れたわけでありまして、仮契約えすんでおるわけですが、工期は八月三十日となっておりすでにえう過ぎておりますが



今月には御承知の通り議会がございせんので時期がよくなりましたが本日ここに御提案申し上げましたわけでありまして、その中であります。補助道第五号線の一部配水管資材購入の同意であります。これは場所としては別表にかかげてあります。通りであります。これはいわゆる熊野橋から、今今の補助道五号になつたのですが熊野橋から出発して基地の方に向つてゐる線のうち東ヶ谷戸の井上米店ですがあの十字路より基地までの間の資材購入であります。尚これが六六四八米ございませう。図面に記してあります。通り、幸裁学校までと外人住宅の所までと書いてありますが、これは右の寿製菓の所から上がった北に向つてゐる線に通づる線ですがこれが七五口径で両方共百五五米になると存じます。それに対します所の一般の付属品と二〇〇口径七五口径というふうなえのサインがございませう。それを八月八日に入れましたところ

六十一万円をえつて日幸商会さんが落札しておるわけでありましてこの納期は九月七日となつておるわけです。以上三件でございますが御同意の方宜敷くお願い申し上げます。

一議長(石川信義) これより質疑を行ないます。

一十三番(大久保郎) この議案七十四号に付しては別に異論はありませんが契約の際に今まではその担当委員会が出席しておつたのですがそれを現在は出席しておらずに契約をしておる、自治法によるところでは必要ないという意味でこういうふうにされてゐるかその点の御説明をお願いいたします。

一助役(川窪金造) この二件とも何れもこれは厚生委員協議会をえちましてそしてこの概略と設計図を御覧いただきまして各委員長さんにお立ち会い願ひまして入れを行なつたと、こういった段階になつておりまして一応厚生委員各位の御了承は得ておるわけです。

一十三番(大久保郎) 厚生委員の方が皆出席しておられますか。

一助役(川窪金造) いづれも厚生委員長さんにお出かりいただきまして全員ではございませんが入れの要案を説明しそれからこうした方法でやるのだという、時には全員に出て来ていただくておるわけでありまして、その時に入れを大体この線で落札するかう委員会として了承願ひたいというようなことの話し会といひますか、了承できることになつてこの入れを行なつてゐる、こうソツわけであります。

一十三番(大久保郎) 私の質問をしてゐるのは従来担当委員会の委員さんが全部出て入れに立会つておつたので今回それになつて委員長さんが立会うようになったのはどういう趣旨からこうなつたのかということを質問しておるのであります。

一町長(瀬古清蔵) 白席からお答えいたします。

今の御質問の要案でありますがいわゆる町議会の運営方が従来やりにくかつたのと議会に於て御決定されまして現在行なつており